

防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第54条の規定に基づき、海上自衛隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する達を次のように定める。

令和2年8月17日

海上自衛隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する達

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 開示（第7条—第20条）

第1節 開示請求（第7条）

第2節 開示の決定等（第8条—第19条）

第3節 開示の実施（第20条）

第3章 訂正（第21条—第33条）

第1節 訂正請求（第21条）

第2節 訂正の決定等（第22条—第33条）

第4章 利用停止（第34条—第44条）

第1節 利用停止請求（第34条）

第2節 利用停止の決定等（第35条—第44条）

第5章 審査請求（第45条）

第6章 行政機関等匿名加工情報の提供（第46条—第54条）

第1節 提案の受付（第46条—第50条）

第2節 提案の審査等（第51条—第54条）

第7章 雑則（第55条—第57条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供の手續等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をいう。
- (2) 訓令 防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）をいう。
- (3) 省個人情報保護室 訓令第4条第4項に規定する防衛省個人情報保護室をいい、大臣官房文書課公文書監理室をいう。
- (4) 省担当課室 内部部局において、所掌事務に応じて開示決定等の事務、訂正決定等の事務、利用停止決定等の事務、行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務を行う課室をいう。
- (5) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (6) 行政機関等匿名加工情報 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (7) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (8) 個人情報ファイル簿 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿をいう。
- (9) 提案 法第112条第1項及び第118条第1項に規定する提案をいう。
- (10) 保護管理者 海上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（

令和4年海上自衛隊達第26号)第5条に規定する保護管理者をいう。

(海自個人情報保護室)

第3条 海上幕僚長の機関等個人情報保護責任者としての保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の全般を補佐し、海上自衛隊の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総合調整等を行う課室を「海上自衛隊個人情報保護室」(以下「海自個人情報保護室」という。)という。

2 海自個人情報保護室は、海上幕僚監部総務部総務課行政文書管理室とする。

(海自担当課室)

第4条 海上幕僚長の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務のうち個別の請求事案に係る事務の補佐を行う海上幕僚監部の課室等を海上自衛隊開示担当課室(以下「海自担当課室」という。)という。

2 海自担当課室は、海上幕僚監部の各課、総括副監察官、法務室、会計監査室及び衛生企画室とする。

(関係各部の協力等)

第5条 海自個人情報保護室の長は、海上自衛隊の保有する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する手続等を円滑に進めるため、省個人情報保護室の求めに応じ必要な協力をするものとする。

2 海自個人情報保護室の長は、海上自衛隊における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する手続等を円滑かつ確実に進めるため、海自担当課室の長及び保護管理者に対し必要な協力を求めることができるものとし、海自担当課室の長及び保護管理者は、これに応じ必要な協力をするものとする。

3 海自担当課室は、海上自衛隊における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する手続等を円滑に進めるため、省担

当課室に対し必要な連絡及び調整をするものとする。

(秘密文書の取扱い)

第6条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関し、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）その他の秘密の保護に関する定めにおいて秘密に該当する文書（以下「秘密文書」という。）を取り扱うこととなる者は、当該関係規則の定めるところに従いこれを適切に取り扱わなければならない。

2 開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の提供に係る業務に従事する必要最小限の職員及び職務上の上級者は、秘密保全に関する訓令第2条第3項第4号、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第2条第3項第4号及び特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第8条の規定により当該秘密文書を取り扱うことができるものとする。

第2章 開示

第1節 開示請求

(開示等の手続等の開始)

第7条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第8条第1項に規定する開示請求書の写しが交付され、照会等を受けた場合は、必要な協力を行うとともに、該当する可能性のある海上自衛隊の保有する保有個人情報の探索を開始するものとする。

第2節 開示の決定等

(補正依頼の調整)

第8条 海自個人情報保護室の長は、前条の請求書に記載されている内容から必要と認める場合は、省個人情報保護室の長に対し、訓令第15条に規定する補正依頼の実施についての調整を行うものとする。

(保有個人情報の特定)

第9条 海自個人情報保護室の長は、個別の開示請求事案の対象となる保有個人情報の探索を実施する保護管理者を指定するものとする。

2 保護管理者は、探索の結果、開示請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認した場合は、海自個人情報保護室の長による確認を経た後、海自個人情報保護室の長に当該保有個人情報の特定を通知するものとする。

3 海自個人情報保護室の長は、前項に規定する特定の通知を受けた場合は、省個人情報保護室の長に当該特定の旨を通知するものとする。

4 保護管理者は、探索の結果、開示請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認できなかった場合は、海自個人情報保護室の長に対し、速やかに不存在の通知をするものとする。

(特定後の事務)

第10条 前条第2項に規定する特定の通知した保護管理者は、速やかに当該写しを海自個人情報保護室の長及び海自担当課室の長に送付するものとする。

2 前項の場合において、当該写しの送付が、秘密文書に含まれており、規則の定めるところにより適当でないと認めるときは、海自個人情報保護室の長と別途調整の上実施するものとする。当該写しが大量となる場合においても同様とする。

(事務の指定)

第11条 海自個人情報保護室の長は、保有個人情報の特定後、省個人情報保護室の長から個別の開示請求事案について事務の指定を受けた場合は、当該保有個人情報に係る業務を主管する海上幕僚監部の課室等を海自担当課室として指定するとともに、その旨を省個人情報保護室に連絡するものとする。

(移送)

第12条 海自担当課室の長は、特定された開示請求に係る保有個人情報が訓令第17条第1項の規定に照らし、移送が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長に移送の協議の実施を依頼するとともに、必要に応じ省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に移送の協議の実施を依頼するものとする。

3 海自個人情報保護室の長は、移送の協議を行う者からの求めるところに応じ必要な協力をするとともに、海自担当課室の長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(移送の受付)

第13条 海自個人情報保護室の長は、移送の受付の協議に関する照会を省個人情報保護室の長から受けた場合は、必要な協力をするものとする。

2 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長が、移送の受付により開示請求を受けた事案に関する規定に準じた取り扱いをした場合は、同様に取り扱うものとする。

(第三者意見聴取)

第14条 海自担当課室の長は、特定された保有個人情報法第86条の規定に照らし、第三者に対して意見提出の機会を与えることが必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長に第三者意見聴取の実施を依頼するとともに、必要に応じ省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に第三者意見聴取の実施を依頼するものとする。

3 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から第三者により提出された意見書の通知を受けた場合は、これを考慮するものとする。

(開示決定等手続)

第15条 海自担当課室の長は、開示請求された保有個人情報について開示・不開示の判断をするに当たり、第9条第2項に規定する特定を通知した保護管理者に対し、当該判断に係る意見の提出を求めるとともに、省担当課室と所要の調整を実施し、これらを考慮した上で、海自個人情報保護室の長に対し当該判断に係る意見を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた海自個人情報保護室の長は、訓令第20条第1項に規定する上申に関する事務を行うものとする。

(開示決定等期限の延長)

第16条 海自担当課室の長は、開示請求された保有個人情報法第83条第2項の規定に照らし、開示決定等の期限の延長が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長にその旨を依頼するとともに、省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に開示決定等期限の延長を依頼するものとする。

(開示決定等期限の特例)

第17条 海自担当課室の長は、開示請求された保有個人情報法第84条の規定に照らし、開示決定等の期限の特例の適用が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長にその旨を依頼するとともに、省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に開示決定等期限の特例の適用を依頼するものとする。

(開示決定等の通知)

第18条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第20条第2項の規定により通知を受けた場合は、その旨を海自担当課室の長及び保護管理者に対し通知するものとする。この場合において、海自個人情報保護室の長は、必要と認めるときは、訓令第24条の規定により開示請求者に通知された内容についても通知するものとする。

(開示情報等の記録作成)

第19条 海自個人情報保護室の長は、訓令第25条の規定により、開示請求に係る事案についての記録等を作成し、当該写しを省個人情報保護室の長に提出するものとし、また開示決定等に関する保有個人情報の写しを省個人情報保護室の長

に提出するとともに、これらを適切に保存するものとする。

第3節 開示の実施

(開示の実施の準備)

第20条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第26条の規定により提出された申出書の写しが交付された場合は、開示の実施に係る準備を行い、当該保有個人情報を省個人情報保護室の長に交付するものとする。

2 前項の開示の実施に係る準備については、海自担当課室の長及び保護管理者が、海自個人情報保護室の長と調整の上、必要な準備を行うものとする。

第3章 訂正

第1節 訂正請求

(訂正請求受付の開始)

第21条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第28条第1項に規定する訂正請求書の写しが交付され、照会等を受けた場合は、必要な協力を行うとともに、該当する可能性のある海上自衛隊の保有する保有個人情報の探索を開始するものとする。

第2節 訂正の決定等

(補正依頼の調整)

第22条 海自個人情報保護室の長は、前条の請求書に記載されている内容から必要と認める場合は、省個人情報保護室の長に対し、訓令第31条に規定する補正依頼の実施についての調整を行うものとする。

(保有個人情報の特定)

第23条 海自個人情報保護室の長は、個別の訂正請求事案の対象となる保有個人情報の探索を実施する保護管理者を指定するものとする。

2 保護管理者は、探索の結果、訂正請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認した場合は、海自個人情報保護室の長による確認を経た後、海自個人情報保護室の長に当該保有個人情報の特定を通知するものとする。

3 海自個人情報保護室の長は、前項に規定する特定の通知を受けた場合は、省個人情報保護室の長に当該特定の旨を通知するものとする。

4 保護管理者は、探索の結果、訂正請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認できなかった場合は、海自個人情報保護室の長に対し、速やかに不存在の通知をするものとする。

(特定後の事務)

第24条 前条第2項に規定する特定を通知した保護管理者は、速やかに当該写しを海自個人情報保護室の長及び海自担当課室の長に送付するものとする。

2 前項の場合において、当該写しの送付が、秘密文書に含まれており、規則の定めるところにより適当でないと認めるときは、海自個人情報保護室の長と別途調整の上実施するものとする。当該写しが大量となる場合においても同様とする。

(事務の指定)

第25条 海自個人情報保護室の長は、保有個人情報の特定後、省個人情報保護室の長から個別の訂正請求事案について事務の指定を受けた場合は、当該保有個人情報に係る業務を主管する海上幕僚監部の課室等を海自担当課室として指定するとともに、その旨を省個人情報保護室の長に連絡するものとする。

(移送)

第26条 海自担当課室の長は、特定された訂正請求に係る保有個人情報が訓令第33条第1項の規定に照らし、移送が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長に移送の協議の実施を依頼するとともに、必要に応じ省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に移送の協議の実施を依頼するものとする。

3 海自個人情報保護室の長は、移送の協議を行う者からの求めるところに応じ必要な協力をするとともに、海自担当課室の長に対し、必要な協力を求めるものとする。

(移送の受付)

第27条 海自個人情報保護室の長は、移送の受付の協議に関する照会を省個人情報保護室の長から受けた場合は、必要な協力をするものとする。

2 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長が移送の受付により訂正請求を受けた事案に関する規定に準じた取り扱いをした場合は、同様に取り扱うものとする。

(訂正決定等手続)

第28条 海自担当課室の長は、訂正請求された保有個人情報について訂正をし、又は訂正をしない旨の判断をするに当たり、第23条第2項に規定する特定を通知した保護管理者に対し、当該判断に係る意見の提出を求めるとともに、省担当課室と所要の調整を実施し、これらを考慮した上で、海自個人情報保護室の長に対し当該判断に係る意見を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた海自個人情報保護室の長は、訓令第35条第1項に規定する上申に関する事務を行うものとする。

(訂正決定等期限の延長)

第29条 海自担当課室の長は、訂正請求された保有個人情報が法第94条第2項の規定に照らし、訂正決定等の期限の延長が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長にその旨を依頼するとともに、省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に訂正決定等期限の延長を依頼するものとする。

(訂正決定等期限の特例)

第30条 海自担当課室の長は、訂正請求された保有個人情報が法第95条の規定に照らし、訂正決定等の期限の特例の適用が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長にその旨を依頼するとともに、省担当課室の長に連絡するものとする。

- 2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に訂正決定等期限の特例の適用を依頼するものとする。

(訂正決定等の通知)

第31条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第35条第2項の規定により通知を受けた場合は、その旨を海自担当課室の長及び保護管理者に対し通知するものとする。この場合において、海自個人情報保護室の長は、必要と認めるときは、訓令第39条により訂正請求者に通知された内容についても通知するものとする。

(訂正情報等の記録作成)

第32条 海自個人情報保護室の長は、訓令第41条の規定により、訂正請求に係る事案についての記録等を作成し、当該写しを省個人情報保護室の長に提出するものとし、また訂正決定等に関する保有個人情報の写しを省個人情報保護室の長に提出するとともに、これらを適切に保存するものとする。

(訂正の実施)

第33条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訂正決定の内容に従い速やかに当該保有個人情報を訂正する旨の通知を受けた場合は、海自担当課室の長及び保護管理者に対し、当該通知の旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた海自担当課室の長及び保護管理者は、当該保有個人情報を速やかに訂正するものとする。

第4章 利用停止

第1節 利用停止請求

(利用停止請求の手続の開始)

第34条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第42条第1項に規定する利用停止請求書の写しが交付され、照会等を受けた場合は、必要な協力を行うとともに、該当する可能性のある海上自衛隊の保有する保有個人情報の探索を開始するものとする。

第2節 利用停止の決定等

(補正依頼の調整)

第35条 海自個人情報保護室の長は、前条の請求書に記載されている内容から必要と認める場合は、省個人情報保護室の長に対し、訓令第45条に規定する補正依頼の実施についての調整を行うものとする。

(保有個人情報の特定)

第36条 海自個人情報保護室の長は、個別の利用停止請求事案の対象となる保有個人情報の探索を実施する保護管理者を指定するものとする。

2 保護管理者は、探索の結果、利用停止請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認した場合は、海自個人情報保護室の長による確認を経た後、海自個人情報保護室の長に当該保有個人情報の特定を通知するものとする。

3 海自個人情報保護室の長は、前項に規定する特定の通知を受けた場合は、省個人情報保護室の長に当該特定の旨を通知するものとする。

4 保護管理者は、探索の結果、利用停止請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認できなかった場合は、海自個人情報保護室の長に対し、速やかに不存在の通知をするものとする。

(特定後の事務)

第37条 前条第2項に規定する特定を通知した保護管理者は、速やかに当該写しを海自個人情報保護室の長及び海自担当課室の長に送付するものとする。

2 前項の場合において、当該写しの送付が、秘密文書に含まれており、規則の定めるところにより適当でないと認めるときは、海自個人情報保護室の長と別途調整の上実施するものとする。当該写しが大量となる場合においても同様とする。

(事務の指定)

第38条 海自個人情報保護室の長は、保有個人情報の特定後、省個人情報保護室の長から個別の利用停止請求事案について事務の指定を受けた場合は、当該保有個人情報に係る業務を主管する海上幕僚監部の課室等を海自担当課室として指定

するとともに、その旨を省個人情報保護室の長に連絡するものとする。

(利用停止決定等手続)

第39条 海自担当課室の長は、利用停止請求された保有個人情報について利用停止をし、又は利用停止をしない旨の判断をするに当たり、第36条第2項に規定する特定を通知した保護管理者に対し、当該判断に係る意見の提出を求めるとともに、省担当課室と所要の調整を実施し、これらを考慮した上で、海自個人情報保護室の長に対し当該判断に係る意見を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた海自個人情報保護室の長は、訓令第47条第1項に規定する上申に関する事務を行うものとする。

(利用停止決定等期限の延長)

第40条 海自担当課室の長は、利用停止請求された保有個人情報が法第102条第2項の規定に照らし、利用停止決定等の期限の延長が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長にその旨を依頼するとともに、省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に利用停止決定等期限の延長を依頼するものとする。

(利用停止決定等期限の特例)

第41条 海自担当課室の長は、利用停止請求された保有個人情報が法第103条の規定に照らし、利用停止決定等の期限の特例の適用が必要であると認める場合は、海自個人情報保護室の長にその旨を依頼するとともに、省担当課室の長に連絡するものとする。

2 前項の依頼を受けた海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長に利用停止決定等期限の特例の適用を依頼するものとする。

(利用停止決定等の通知)

第42条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第47条第2項の規定により通知を受けた場合は、その旨を海自担当課室の長及び保護管理

者に対し通知するものとする。この場合において、海自個人情報保護室の長は、必要と認めるときは、訓令第51条により利用停止請求者に通知された内容についても通知するものとする。

(利用停止情報等の記録作成)

第43条 海自個人情報保護室の長は、訓令第52条の規定により、利用停止請求に係る事案についての記録等を作成し、当該写しを省個人情報保護室の長に提出するものとし、また利用停止決定等に関する保有個人情報の写しを省個人情報保護室の長に提出するとともに、これらを適切に保存するものとする。

(利用停止の実施)

第44条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から利用停止決定の内容に従い速やかに当該保有個人情報の利用を停止する旨の通知を受けた場合は、海自担当課室の長及び保護管理者に対し、当該通知の旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた海自担当課室の長及び保護管理者は、当該保有個人情報を速やかに利用停止するものとする。

第5章 審査請求

(協力)

第45条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から審査会への諮問に係る連絡を受けたときは、必要な協力をするものとする。

第6章 行政機関等匿名加工情報の提供

第1節 提案の受付

(提案の審査手続の開始)

第46条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から訓令第53条の3に規定する提案があった旨の通知がされ、照会等を受けた場合は、必要な協力を行うとともに、該当する可能性のある海上自衛隊の保有する個人情報ファイル簿にある個人情報ファイルの探索を開始するものとする。

(提案の説明の求めの依頼)

第47条 海自個人情報保護室の長は、前条の提案の内容から必要があると認める場合は、省個人情報保護室の長に対し、提案をした者に対する説明又は訂正の求めを依頼するものとする。

(個人情報ファイルの特定)

第48条 海自個人情報保護室の長は、提案の対象となる個人情報ファイルの探索を実施する保護管理者を指定するものとする。

2 保護管理者は、探索の結果、提案の対象となる個人情報ファイルに合致すると考えられる個人情報ファイルを確認した場合は、海自個人情報保護室の長による確認を経た後、海自個人情報保護室の長に当該個人情報ファイルの特定を通知するものとする。

3 海自個人情報保護室の長は、前項に規定する特定の通知を受けた場合は、省個人情報保護室の長に当該特定の旨を通知するものとする。

4 保護管理者は、探索の結果、提案の対象となる個人情報ファイルに合致すると考えられる個人情報ファイルを確認できなかった場合は、海自個人情報保護室の長に対し、速やかに不存在の通知をするものとする。

(特定後の事務)

第49条 前条第2項に規定する特定を通知した保護管理者は、速やかに当該個人情報ファイルの写しを海自個人情報保護室の長及び海自担当課室の長に送付するものとする。

2 前項の場合において、当該写しの送付が、秘密文書に含まれており、規則の定めるところにより適当でないと認めるときは、海自個人情報保護室の長と別途調整の上実施するものとする。当該写しが大量となる場合においても同様とする。

(事務の指定)

第50条 海自個人情報保護室の長は、個人情報ファイルの特定後、省個人情報保護室の長から個別の提案の審査等について事務の指定を受けた場合は、当該個人

情報ファイルに係る業務を主管する海上幕僚監部の課室等を海自担当課室として指定するとともに、その旨を省個人情報保護室に連絡するものとする。

第2節 提案の審査等

(提案の審査手続)

第51条 海自担当課室の長は、提案の対象となる個人情報ファイルについて、当該提案に関して法第114条第1項各号に掲げる基準（法第118条第2項の規定により準用する場合を含む。以下この項において同じ。）への適合、又は当該基準のいずれかに適合しないと認める旨を判断するに当たり、第48条第2項における特定の通知を行った保護管理者から、当該判断に係る意見の提出を求めるとともに、省担当課室と所要の調整を実施し、これらを考慮した上で、海自個人情報保護室の長に対し、当該判断に係る意見を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた海自個人情報保護室の長は、訓令第53条の4第1項に規定する上申に関する事務を行うものとする。

(審査結果の通知)

第52条 海自個人情報保護室長の長は、省個人情報保護室の長から訓令第53条の4第2項の規定により通知を受けた場合は、その旨を海自担当課室の長及び保護管理者に対し通知するものとする。

(契約に関する調整)

第53条 海自個人情報保護室の長は、法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約及び法第120条に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除に関し、省個人情報保護室の長からの調整を受けた場合は、必要な対応を行うものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成)

第54条 海自個人情報保護室の長は、省個人情報保護室の長から契約内容が通知され、行政機関等匿名加工情報の作成を指示された場合は、海自担当課室の長に

行政機関等匿名加工情報の作成を指示するものとする。

- 2 前項の作成をした海自担当課室の長は、海自個人情報保護室を通じ省個人情報保護室に提出するものとする。

第7章 雑則

(適用除外)

第55条 法第124条に規定する保有個人情報に該当する保有個人情報については、この達の規定は適用しない。

(職員の意識の向上)

第56条 開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関し、業務を遂行する全職員の意識の向上を図るために実施する事項については、別に定める。

(細部規定)

第57条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な細部事項については、別に定める。

附 則

この達は、令和2年9月1日から施行する。

附 則〔第1次改正〕

この達は、令和5年4月1日から施行する。